

研究ノート

大学における吃音症に対する合理的配慮の実態調査

山口優実¹, 菊池良和¹, 佐藤あおい¹, 岡部健一², 吉田恵理子³, 安井美鈴⁴, 飯村大智⁵,
伊神敬人⁶, 園田一博⁷, 小野寺幸⁸, 坂崎弘幸⁹, 矢野亜紀子¹⁰, 小林宏明¹¹, 中川尚志¹

要旨: 吃音は、2016年に施行された「障害者差別解消法」の対象となる障害であり、大学では吃音のある学生に対して合理的な配慮を行うようになってきている。吃音に対して支援を開始する方法として合理的配慮を受けるための根拠資料の作成は、医師以外でも可能な情報は広まっていない可能性があった。そこで、大学が行ってきた吃音学生に対する合理的配慮の実態を調査した。調査対象は日本全国の大学751校で、2024年1月から3月の間に実施され、回収率は19.3%（145校）であった。2023年度に合理的配慮を受けた吃音の学生は47名、2022年度は25名であった。合理的配慮の内容は、教員への吃音の周知、発表形式の変更、出席返答、外部の実習への配慮などであった。合理的配慮の根拠資料として医師の診断書が最多であったが、言語聴覚士など外部の専門家の意見書も採用されていた。改正障害者差別解消法の施行に伴い、2024年4月から私立大学も含め全大学等で合理的配慮が義務となるために、修学に困難となる吃音学生に広がる支援方法となるだろう。

キーワード: 吃音症, 合理的配慮, 障害者差別解消法, 大学生

はじめに

吃音症は2016年施行の「障害者差別解消法」の対象の障害であり、合理的配慮を受けることができる。この「合理的配慮」の提供に関して、大学では障害学生支援室などの専門の部署を設置している。大学、短期大学、高等専門学校（以下、大学等）における吃音者の困難とその合理的配慮については、数々の報告がある（飯村, 2016; 飯村他, 2017; 菊池, 2019a; 2019b; 2023; 小林, 2019; 安井・飯村, 2018）。具体的には症例報告も含めた個別の合理的配慮を紹介した報告（菊池, 2019a; 2019b; 2023; 小林, 2019）や多数の吃音学生を対象とした困り感・配慮の調査（飯村, 2016; 飯村他, 2017）、言語聴覚士の養成校75校の教員に対しての調査（安井・飯村, 2018）がある。

合理的配慮を受けるための根拠資料として、障害者手帳または医師の診断書を求める大学等が多いが、吃音症に対する診断書を書ける医師がきわめて少なく（岡部, 2023）、配慮を必要とする吃音のある学生等が合理的配

慮を受けられない現状がある。大学等の障害のある学生の修学支援に関する実態調査を毎年行っている独立行政法人日本学生支援機構は、合理的配慮の根拠資料として、障害者手帳、医師の診断書、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等の4種類を紹介している（独立行政法人日本学生支援機構, 2017）。そのため、障害者手帳や医師の診断書だけでなく、言語聴覚士などの学内外の専門家の所見でも根拠資料として、合理的配慮を受けている学生がいるのではないかと予想できる。また、各障害は国際疾病分類ICD-10で分類し、吃音症はF98.5のため、精神障害（他の精神障害）に分類される。同機関による「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の報告書には、「他の精神障害」という大きなくくりでの結果は示されているものの、吃音症単独のデータは公表されていない（独立行政法人日本学生支援機構, 2024）。そのため、2023年9月に日本吃音・流暢性障害学会の合理的配慮に関するワーキンググループが立ち上がった。本研究の目的は、全国の大学等に対して吃音の合理的配慮を受けた学生数、具体的な

¹九州大学病院耳鼻咽喉・頭頸部外科

²南愛媛病院

³長崎県立大学看護栄養学部看護学科

⁴大阪人間科学大学保健医療学部言語聴覚学科

⁵筑波大学人間系

⁶南知多病院

⁷宇城総合病院リハビリテーション部言語聴覚療法科

⁸四天王寺悲田院児童発達支援センター

⁹目白大学保健医療学部言語聴覚学科

¹⁰大分県立看護科学大学広域看護学講座看護管理学

¹¹金沢大学人間社会研究域学校教育系

（連絡先）山口優実：九州大学病院 耳鼻咽喉・頭頸部外科（〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1）

の保護者に「学外の専門家の意見書」や「高校の時の支援の引継ぎ内容」も合理的配慮を受ける際の根拠資料となることを周知する方法、Q6. 障害学生本人から申し出が「学生担当係等」にあった場合、「障害学生支援室等（障害学生担当者）」につなぐ条件、Q7. 貴校の学生数、とした。自由記述はQ1, Q2, Q3 からQ6の「その他」、Q7であり、選択式はそれ以外のQ3 からQ6である（表1）。

電子メールで依頼する際に、Google フォームのURLを記載し、回答を依頼した。また、大学から郵送による回答の要望があった場合には、回答用紙を郵送し、記載後に返送するように依頼した。

3. データ解析

Google フォームで得た回答はエクセルデータで出力し、郵送で得た回答を追加した後に、項目ごとに検討した。

4. 倫理的配慮

本研究は、九州大学医系地区部局観察研究倫理委員会（承認（23307-00））を受け、参加大学にはGoogle フォーム上または書面にてインフォームドコンセントを得た。すべてのデータは九州大学で結果の回収、解析、まとめを行った。

結果

1. アンケートの回収率

調査依頼した751大学のうち、国立26.7%（23/86）、公立26.8%（26/97）、私立16.9%（96/568）から回答を得た。以上、国立・公立・私立を合わせた751校のうち、145校（19.3%）から回答を得た。総計19.3%（145/751）の有効回答率であった。回答方法は、144校はGoogle フォームへの入力、1校は郵送であった。

2. 合理的配慮を受けた吃音学生数とその割合（Q1, Q2, Q7）

回答を得た大学の学生数の合計は、国立大学では161,018名（23校）、公立大学では57,253名（26校）、私立大学では342,853名（96校）、合計561,124名（145校）であった。

吃音の合理的配慮を受けた学生（割合）は、2023年度の国立大学は17名（0.0105%）、公立大学は10名（0.0174%）、私立大学は20名（0.0058%）、合計47名（0.0083%）であった。2022年度は、国立大学は10名（0.0062%）、公立大学は6名（0.0105%）、私立大学は9名（0.0026%）、合計25名（0.0045%）であった。合理的

表2 回答大学数と合理的配慮を受けた吃音学生数

	回答大学数 (割合)	2023年度 吃音学生数	2022年度 吃音学生数	回答大学の 学生数
国立(86大学)	23 (26.7%)	17	10	161,018
公立(97大学)	26 (26.8%)	10	6	57,253
私立(568大学)	96 (16.9%)	20	9	342,853
総数(751大学)	145 (19.3%)	47	25	561,124

（注釈）合理的配慮を受けた吃音学生の数と割合の規模を分かり易く示すために、回答大学生数については、年度別の数ではなく、各大学におけるおおよその数を回答してもらった。

合理的配慮を受けた吃音学生数は、2022年度が25名、2023年度が47名であり、申請者数が増加していたことが示された。

吃音学生へ合理的配慮の提供を行った大学数は、2023年は33校、2022年は19校であった。2022年の19校は、2023年の33校にすべて含まれていた（表2）。

3. 具体的な合理的配慮の方法（Q3）

Q3に回答した大学数は33校であった。合理的配慮の具体的な方法は、担当教員に吃音のことを周知33校、特定科目の発表方式の変更15校、出席の返事の配慮9校、特定教科の発表を免除6校、外部の実習担当者に吃音のことを周知5校、急に発表を指名しない4校、事前に発表の予告または相談3校、発表時間の配慮2校、発表で困っていないか気にかける2校、グループワークでの配慮1校であった（表3）。

4. 合理的配慮の根拠資料（Q4）

Q4に回答した大学数は33校であった。合理的配慮を実施する際の根拠資料は、医師の診断書27校、学外の専門家の意見書7校、障害者手帳6校、高校の時の支援内容引継ぎ5校、学内の専門家の意見書3校、受給者証1校、自己申告のみ1校であった（表4）。

5. 「学外の専門家の意見書」や「高校の時の支援の引継ぎ内容」が合理的配慮の根拠資料となることを、どのような形で、学生やその保護者に周知しているのか（Q5）

「学外の専門家の意見書」や「高校の時の支援の引継ぎ内容」を根拠資料とした大学数は8校であった。その周知方法は、障害学生支援室等での対応が6校、学生に配布する資料が1校、学生担当係等での対応が1校、ウェブサイトが2校、学生や保護者には公開してない学校が1校であった。

表3 具体的な合理的配慮の方法（吃音のある学生に合理的配慮を提供したと回答があった33大学のうち）

合理的配慮	大学数
担当教員に吃音のことを周知	33
特定科目の発表方式の変更（筆談、事前録画など）	15
出席の返事の配慮	9
特定教科の発表を免除	6
外部の実習担当者に吃音のことを周知	5
急に発表を指名しない	4
事前に発表の予告または相談	3
発表時間の配慮	2
発表で困っていないか、気にかける	2
グループワークでの配慮	1

表4 合理的配慮の根拠資料（吃音のある学生に合理的配慮を提供したと回答があった33大学のうち）

根拠資料	大学数
医師の診断書	27
学外の専門家の意見書	7
障害者手帳	6
高校の時の支援内容引継ぎ	5
学内の専門家の意見書	3
受給者証	1
自己申告のみ	1

6. 障害学生本人から申し出が「学生担当係等」にあった場合、「障害学生支援室等」につなぐ条件（Q6）

障害学生本人から申し出があった場合には、118校（82.5%）は根拠資料がなくても、「障害学生支援室等または障害学生担当者」につないでいた。また、根拠資料が用意できたらつなぐ施設は10校（7%）であった。「障害学生支援室等または障害学生担当者」が決まっていない学校は15校（10.5%）であった。その他の項目を選んだ2校は、「聴覚障害・視覚障害の学生を前提とした学内組織であり、すべての教職員が障害学生を担当します」「具体的な支援方法が確立されていない」との回答であった。

考察

1. アンケートの回収率

国立大学は26.7%、公立大学は26.8%、私立大学は16.9%の回収率で、国立と公立は同じ程度の回収率で

あったが、私立はそれらよりも10%低い回収率であった。この回収率の違いは、2016年の「障害者差別解消法」において合理的配慮の提供が、国立大学と公立大学では義務化されたが、私立大学では努力義務までに留められていたからだろう。合理的配慮に関する関心の高さが回収率に影響したと考える。また、調査期間が1月から3月と、大学入試の時期と重なり、多忙な時期であったことも、回収率に影響した可能性はある。

2. 合理的配慮を受けた吃音学生数とその割合（Q1, Q2, Q7）

2023年度に合理的配慮を受けた吃音学生は47名（0.0083%）であった。公立大学10名（0.0174%）、国立大学17名（0.0105%）、私立大学20名（0.0058%）の順であったが、私立大学でも吃音の合理的配慮を受けていることを確認できた。2022年度に合理的配慮を受けた吃音学生は全大学での25名（0.0045%）と2023年度より少なかったため、合理的配慮を申請する学生が増えた可能性はある。しかし、2023年度の回答担当者が2022年の吃音学生の事例を把握できていない可能性もある。そもそも、本調査は各大学一つの窓口にしき問い合わせしていないため、必ずしもその窓口が全体を把握していない可能性があり、合理的配慮を受けた吃音学生の数が低くなった可能性が考えられる。

3. 具体的な合理的配慮の方法（Q3）

具体的な合理的配慮の方法は、「担当教員に吃音のことを周知する」が最多であり、吃音による周囲への誤解を防ぐためのサポートが必要とされていると考えられた。また、発表への配慮だけでなく、出席の返事、外部の実習への配慮も求められていることがわかった。

この結果は、飯村らが吃音学生の要望として挙げた「吃音の認知」「吃音の理解」「吃音を考慮した評価」「代替手段の利用」などの配慮と同様であり（飯村, 2016; 飯村他, 2017）言語聴覚士養成校の教員に調査した結果と同様である（安井・飯村, 2018）。

4. 合理的配慮の根拠資料（Q4）

合理的配慮を実施する際の根拠資料について、最多は医師の診断書で27校であった。また、医師以外の言語聴覚士などの「学内の専門家の意見書」も根拠資料として認めている大学は7校あることが確認できた。さらに、「学内の専門家の意見書」が3校あり、その学内に吃音の相談ができる教員である言語聴覚士が在籍していたことを確認した。

意外な点としては、障害者手帳が6校で、受給者証が

1校で、合理的配慮の根拠資料として使われていたことがあげられる。吃音単独で障害者手帳や受給者証を取得している学生や、吃音単独で障害者手帳や受給者証を取得しているのではなく、他の発達障害などが主診断であり、副診断として吃音があるために、本研究で回答をしていた学生がいるのではないかと推察する。

また、自己申告のみで判断した大学が1校あったが、日本学生支援機構のホームページには、根拠資料の提出が困難な場合には「建設的対話等を通じ必要性が明白な場合は、資料の有無に関わらず合理的配慮の提供について検討する」と記されているため、自己申告でも良いのだろう。

5. 合理的配慮を受けるための「根拠資料」の学生への情報開示について

上記の考察のように、大学側の吃音学生への合理的配慮の実態は把握できた。そこで、ここでは学生や保護者の視点から、合理的配慮を受ける障壁について考えていきたい。よくある話として、学生が合理的配慮を受けたいと申し出ると、「医師の診断書が必要です」とだけ言われることがある。たとえば、吃音に対して、長年言語聴覚士から支援を受けていても、「外部の専門家の意見書でも根拠資料となる」ことを知らず、診断書を書いてくれる医師を探す場合がある。吃音に対して診断書を書く医師は少なく（岡部, 2023）、「医師の診断書」取得が障壁となり、合理的配慮を諦める学生もいる可能性がある。

そこで、Q5では、「学外の専門家の意見書」や「高校の時の引継ぎ内容」が合理的配慮の根拠資料となることについて、どのような形で、学生やその保護者に周知しているかを尋ねた。その結果、「学生に配布する資料」や「ウェブサイト」を用いている大学は少なく、学生や保護者には公開していない大学もあった。そして、最多回答が、「障害学生支援室」であったことから、多数の大学で、障害学生支援室にたどり着けば、このような情報が得られることも明らかとなった。

さらに、Q6で、障害学生本人から申し出が「学生担当係等」にあった場合、「障害学生支援室等」につなぐ条件を尋ねたところ、82.5%と多くの大学で、根拠資料がなくても、「障害学生支援室等または障害学生担当者」につなぐと回答した。

制度上の問題点として、吃音学生が合理的配慮の申請を躊躇する要素が生じないための措置（例えば、大学側から学生・保護者に合理的配慮申請の情報周知など）が必要であろう。

6. 限界と今後の展望

本研究は、受験シーズンの多忙時期に調査を行ったため、実際には支援を行っている大学から回答を得られなかった可能性がある。また、調査をするにあたり、障害学生支援の窓口がホームページに公開されない場合は、学生係に回答を依頼した。そのため、学部ごとに支援学生数を把握している場合、全学部を反映した結果ではない可能性がある。その他、本調査では、ASDや他の障害で合理的配慮されている学生に、吃音という病名もあったので回答したという返信があり、障害による詳細な検討はできていない。

結論

吃音症は、医師、言語聴覚士や臨床心理士、スクールカウンセラー等、多職種が関わる疾患である。多方面から合理的配慮の目的や意義について説明を行い、悩みの解決法の一つに合理的配慮という選択肢があることを伝え広めていくことが重要であると言える。

利益相反自己申告：申告すべきものなし。

参考文献

- 独立行政法人日本学生支援機構（2017）1-6. 合理的配慮内容の決定手順. https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/kiso/kiso1_6.html (2024年6月24日閲覧)
- 独立行政法人日本学生支援機構（2024）障害のある学生の修学支援に関する実態調査. https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/index.html
- 飯村大智（2016）高等教育機関における吃音者の困難と合理的配慮について、聴覚言語障害, 45(2), 67-78.
- 飯村大智・安井美鈴・横井秀明（2017）言語聴覚士養成課程における吃音学生の困難と支援・配慮に関する実態—吃音者対象の質問紙調査より—, 言語聴覚研究, 14(4), 354-368.
- 菊池良和（2019a）吃音患者の合理的配慮—柔道整復師の1例—, 耳鼻と臨床, 65, 122-124.
- 菊池良和（2019b）吃音の合理的配慮, 学苑社.
- 菊池良和（2023）思春期以降の吃音患者に対する多角的アプローチ—合理的配慮・障害者手帳を活用した吃音診療, 心身医学, 63(3), 236-240.
- 小林宏明（2019）イラストでわかる子どもの吃音サポートガイド：1人ひとりのニーズに対応する環境整備と合理的配慮, 合同出版.
- 文部科学省（2024）令和5年度全国大学一覧. https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_00026.html
- 岡部健一（2023）思春期以降の吃音患者に対する多角的アプローチ—内科医師が行う吃音診療, 心身医学, 63(3), 225-228.
- 安井美鈴・飯村大智（2018）吃音当事者学生への配慮・支援の実態について—言語聴覚士養成校への質問紙調査より—, 言語聴覚研究, 15(2), 80-90.

（受付日 2024年7月5日, 受理日 2025年1月21日）

Survey on reasonable accommodations for stuttering in Japanese universities

Yumi Yamaguchi¹, Yoshikazu Kikuchi¹, Aoi Sato¹, Kenichi Okabe², Eriko Yoshida³, Misuzu Yasui⁴, Daichi Imura⁵, Yukihiro Ikami⁶, Kazuhiro Sonoda⁷, Tsukasa Onodera⁸, Hiroyuki Sakazaki⁹, Akiko Yano¹⁰, Hiroaki Kobayashi¹¹, Takashi Nakagawa¹

¹ Department of Otorhinolaryngology, Graduate School of Medical Sciences, Kyushu University

² Minami Ehime Hospital

³ Faculty of Nursing and Nutrition, University of Nagasaki, Siebold

⁴ Faculty of Health Sciences, Department of Speech-Language and Hearing Therapy, Osaka University of Human Sciences

⁵ Institute of Human Sciences, University of Tsukuba

⁶ Minamichita Hospital

⁷ Uki General Hospital

⁸ Social Welfare Corporation Shitennoji Welfare Agency Shitennojihidenin Child Development Support Center

⁹ Department of Speech, Language and Hearing Therapy, Faculty of Health Sciences, Mejiro University

¹⁰ Department of Community and Health Nursing, Nursing Administration Oita University of Nursing and Health Sciences

¹¹ School of Teacher Education, College of Human and Social Science, Kanazawa University

Abstract: Stuttering is a disability covered by the Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities, which came in force in 2016. Therefore, universities have begun offering reasonable accommodations to students who stutter. However, the process of obtaining necessary documentation for these accommodations is not widespread knowledge beyond physicians. To assess the situation, a survey on the actual implementation of these accommodations was conducted across 751 universities in Japan from January to March 2024, with a 19.3% response rate. In the 2023 academic year, 47 stuttering students received accommodations, up from 25 in 2022. These accommodations involved faculty awareness campaigns, changes in presentation formats, attendance response, and supporting external internships. While medical diagnoses were the most frequently used basis, input from specialists like speech therapists was also considered. Starting in April 2024, the Amended Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities will come into effect, making it mandatory for all universities, including private universities, to provide reasonable accommodations, thereby enhancing support for students who stutter in overcoming academic challenges.

Key words: stuttering, reasonable accommodations, Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities, university students